

岡山市立清輝小学校いじめ防止基本方針

平成30年2月改定

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

2. いじめ防止に対する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、関係者が一体となり、児童をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

<具体的な取組>

①協同学習の推進

つながりを大切にした授業実践を行い、分からなかったら人に尋ねたり、困っている人には手を差し伸べたりして、コミュニケーション能力を育む。そして、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる授業に取り組む。

②人権教育の充実

命を大切にする心やお互いの人格を尊重し合える心を育み、人権意識の高揚を図ることで人間関係を構築する能力を素地を養う。その取組として10月に「みどりの林檎」、12月に「人権週間」を実施する。

③道徳教育の充実

豊かな情操、道徳心や社会性を育むことがいじめの防止につながることを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育を計画的に実施する。また、いじめに向かわせないために、児童が主体的にいじめの問題について考え、議論する等の活動を行う。

④学級活動の充実

係活動や当番活動を充実させ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を増やすことで、児童の自己有用感を高める。

⑤校内の情報共有

毎週月曜日に全職員で生徒指導連絡会を行い、学級や児童の様子の情報共有を図る。校内研修や職員会議で、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等について周知を図る。

(2) 早期発見

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で関わり、積極的にいじめを認知する。

<具体的な取組>

①本校独自のアンケート「心の伝言板」の活用

毎月最終日に無記名方式の生活アンケートを全学年で実施し、いじめの早期発見の手立てとする。その結果は生徒指導担当教員を中心に検証して、児童からの相談に対しては組織的かつ迅速に対応する。

②教育相談の実施

年2回、教育相談を実施し、児童と教職員が信頼関係を築く機会を設けるとともに、実態把握に努める。その結果は生徒指導担当教員を中心に検証して、児童からの相談に対しては組織的かつ迅速に対応する。

③家庭・地域との連携

家庭訪問や学校から発行する各種たより等を通じて、家庭・地域との連携を図り、児童を支援していく。また、家庭・地域・学校で児童に関する情報が共有できるよう連絡を密に図る。

④5校園での連携

保こ小中を通じて「0歳から15歳までの責任ある保育・教育」の実践を継続的に行い、途切れることのない見守り体制を構築する。

(3) いじめへの対処

加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

<具体的な取組>

①情報の報告

いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに生徒指導担当教員に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

②正確な事実の確認

関係児童や周りの児童から個々に聞き取り、記録する。

③指導体制・方針決定

生徒指導担当教員を中心に情報共有を行い、指導体制を整え、関係機関との連携を含めた役割分担を明確にする。

④児童への指導・支援

いじめられた児童に対して、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、心の不安を取り除くことに最大限の努力をする。あわせて、複数の教職員の協力の下、見守りを行うなど、児童の安心・安全を確保する。また、いじめられた児童にとって、信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、

いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

いじめた児童に対しては、「いじめは決して許される行為ではない」という毅然とした姿勢で指導を行う。いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為によってもたらされた結果を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育むようにする。

いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

⑤家庭との連携

家庭訪問を行い、その日のうちに迅速に事実関係を伝える。

いじめられた児童の家庭に対しては、児童の不安を取り除き、安全を確保するなど今後の対応について説明し、協力を求める。

いじめた児童の家庭に対しては、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行えるように協力を求める。

インターネットによるいじめについても、家庭の理解と協力を求める。

⑥関係機関との連携

児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署に通報し適切に援助を求める。

また、必要に応じて関係機関（教育委員会、こども総合相談所、地域子ども相談センター等）と連絡を取り合う。

⑦解消後の継続的な指導

いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、相当の期間が経過するまでは状況を注視し、期間が経過した段階で判断する。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。また、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点においては、被害児童が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、当該被害児童及び加害児童については日常的に注意深く観察し、再発防止に努める。

3. 組織

いじめ対策委員会

<役割>

いじめの疑いに係る情報があった場合には、いじめ対策委員会を招集し、迅速な情報共有、関係児童への指導及び支援方針の決定、保護者との連携を行う。必要な情報については、職員連絡会等で全体に報告し、全職員での迅速な共通理解を図る。

<構成メンバー>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権教育担当、学級担任、副担任、養護教諭、PTA 会長、岡輝中学校区学校運営協議会委員、いじめ専門相談員、子ども相談主事、スクールカウンセラー